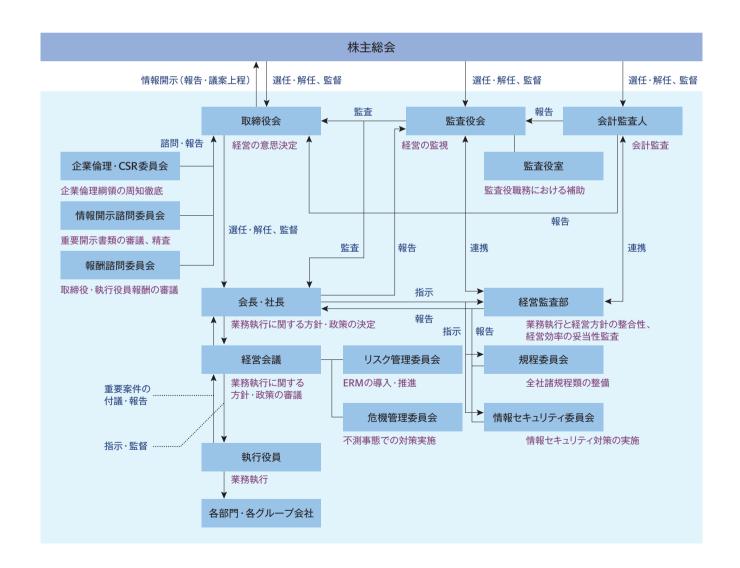
企業の社会的責任

企業は、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会というすべてのステークホルダーと関わり合いながら社会を構成す る一員として存在しています。

TDKでは、創業当初から、「創造によって文化、産業に貢献する」社是のもとに社会との共生を大切にしてきました。 エレクトロニクス産業分野において、創造(オリジナリティ)により独創的な新製品を提供することが社会に貢献し、ま た公正な企業倫理を遵守・徹底していくことが当社の果たすべき社会的責任であると認識し企業活動を行っています。

【コーポレート・ガバナンス体制】

当計グループのコーポレート・ガバナンス体制(取締役の職 務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体 制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制)は、 次の通りです。



(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確 保するための体制

当社は、世界初の磁性材料フェライトの事業化を目的として 1935年に設立され、『創造によって文化、産業に貢献する』 (社是)という創業の精神に基づき、価値ある製品の開発と創 出を通じて企業価値を高めてまいりました。また、"企業は、さ まざまなステークホルダー(株主、顧客、取引先、従業員、地 域社会)によって支えられる社会的存在であり、その権利を尊 重すること""よき企業市民として法令を含む社会規範を遵守 すること"を当社の「企業倫理綱領」に明確に掲げ、同綱領に 定められた行動基準に従って当社グループ全構成員は厳格に 行動してまいりました。

当社は、今後も創業の精神を貫き、モノづくりを通じて経営 目標の達成及び企業価値の更なる向上を目指すとともに、社 会の一員としての自覚を常に意識した、健全な企業風土の醸 成に努め、真摯に企業活動を行ってまいります。同時に、ス テークホルダーに対し網羅性・的確性・適時性・公平性をもっ て情報開示を行うことにより、説明責任を果たしてまいります。

このように、当社は経営理念を誠実かつひたむきに追求し ていくとともに、経営の健全性・遵法性・透明性を継続して確 保していくため、次の効率的かつ規律ある企業統治体制(コー ポレート・ガバナンス)を構築してまいります。

1. 監査役制度の採用と監視機能の強化

当社は、会社法に基づく監査役制度を採用するとともに、 利害関係のない過半数の独立した社外監査役(5名中3名)を 招聘し、経営の監視機能を強化します。

2. 取締役会機能の強化及び責務の厳格化

取締役会を少人数構成(7名)とすることにより、迅速な経 営の意思決定を図るとともに、利害関係のない社外取締役(2 名)を招聘し、経営の監視機能を強化します。また、取締役に 対する株主の信任機会を事業年度毎に確保するため、取締役 の任期を1年とします。

3. 執行役員制度の採用による迅速な業務執行

当社は、執行役員制度を採用し、取締役会における経営の 意思決定及び取締役の業務監督機能と業務執行機能を分離 します。執行役員は業務執行機能を担い取締役会の決定した 事項を実行することにより、経営の意思決定に基づく業務執 行を迅速に行います。

4. 取締役会諮問機関の設置 (企業倫理・CSR委員会、情報開 示諮問委員会、報酬諮問委員会)

企業倫理·CSR委員会は、取締役·監査役·執行役員他全 グループ社員に対し、当社グループの経営理念である「社是・ 社訓 | 並びに法令を含む社会的規範を遵守するための具体的 な行動指針を定める「企業倫理綱領」を周知徹底し、企業倫 理の実現と社会的責任に対する意識の浸透を図ります。

情報開示諮問委員会は、証券取引に関する諸法規及び当 計が株式上場する証券取引所規則に基づき、網羅性·的確性· 適時性・公平性をもって適切な情報開示が行われるよう、株主 及び投資家の投資判断に係る当社の重要な会社情報・開示書 類を審議し精査します。

報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長として、取締役及 び執行役員並びに主要子会社の社長及びそれに準ずる役員 の報酬の仕組みと水準を審議し、報酬決定プロセスの透明性 並びに会社業績、個人業績及び世間水準等から見た報酬の 妥当性を検証します。

こうした体制の下、経営の監視機能を果たす監査役は、監 査役執務規程及び監査役会規程に基づきその職務を執行し、 取締役による職務執行の法令及び定款に対する適合性及び 妥当性を監査することにより、経営の健全性・遵法性・透明性 を確保します。

また、経営の意思決定及び業務執行の監督を責務とする取 締役は、法令及び定款の主旨に沿って制定された取締役執務 規程及び取締役会規程に基づき、また、業務執行を責務とす る執行役員は、執行役員執務規程及び経営会議規程に基づ きその職務を執行することにより、健全性・遵法性・透明性を

確保します。

さらに、当社は、当社に適用される各国の証券取引法及び その他の同種の法令並びに当社が上場する各証券取引所の 規則等(以下「証券規制」と総称する)、とりわけサーベンス・ オクスリー法(米国企業改革法)及びニューヨーク証券取引所 規則を遵守するため、次の体制を確立します。

- 1) 証券規制により開示が義務付けられているすべての情報 を収集し、記録し、分析し、処理し、要約し、及び報告し、 証券規制所定の期間内に適時に開示することを保証する ための統制その他の手続を確立します。
- 2) 適用ある会計基準に従った財務諸表の作成が可能となるよ う、会社の行う取引が適切に授権されていること、会社の 資産が無権限の使用又は不適切な使用から保護されてい ること、及び会社の行う取引が適切に記録されかつ報告さ れていることについて、合理的な確信を得られるように設 計された手続を会社が有することを保証するための体制を 確立します。
- 3) 上記経営体制がコーポレート・ガバナンスに関する体制に ついての証券規制の要請を遵守するものとなることを確保 します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する 体制

当社の業務執行の責任者である社長は、当社グループに適 用される文書管理規程を制定し、情報の保存及び管理方法に 関する原則を定めます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業リスク全般については、経営会議直属のリスク管理委 員会(責任者は社内規程に基づき選任された執行役員)を設 置し、全社的リスクマネジメント(ERM)の推進を図ります。一 方、不測の事態(危機)が発生した場合の対策については、危 機管理委員会が中心となり活動を展開します。また、個別のリ スク(法務、財務、IT、災害、環境等に関するリスク)に対して は、全社規程・細則・要領及び部門毎に定める部門要領で運 用ルールを定めるとともに、日常のリスクに対してはその領域 毎の業務執行責任者が対応します。

さらに、監査役及び内部監査組織である経営監査部がリス ク対策の実施状況をモニタリングし、リスク低減のための助言 及び支援を行うほか、顧問弁護士から、当社グループに起こ り得るリスクについて助言を随時受ける仕組みを確立します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する ための体制

当社は、取締役会を少人数構成とすること、執行役員制度 を採用することにより、取締役による経営の意思決定を効率 的かつ迅速に行います。

また、常務以上の執行役員及び社長が指名した執行役員か ら構成される経営会議において、当社グループの開発・製造・ 販売・財務状況等の業務執行に関する方針及び政策を審議し、 全執行役員が決定事項に従ってその職務を速やかに行います。 その執行状況については、取締役会への付議及び執行役員に よる経営会議への定期的な報告により、経営が効率的に行わ れることを確保します。

さらに、全グループ社員が共有する中期的な経営目標の設 定とその浸透を図るとともに、ITシステムの活用により各部門 の目標及び実行計画とその進捗状況について、迅速な集計と 状況の把握を行う体制を確立します。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保 するための体制

当社グループは、取締役、監査役、執行役員及び従業員に 対し、当社グループの経営理念、企業倫理規範及び企業行動 基準を周知徹底します。これにより、経営の健全性・遵法性・ 透明性を高め、職務執行が法令及び定款に適合することを確 保します。また、企業倫理・CSR委員会を軸に国内外の子会 社も含めた企業倫理管理体制を構築し、企業倫理遵守状況を 定期的に監視するとともに、相談窓口(ヘルプライン)を設置

し、当社グループ内のコンプライアンスに関わる情報や意見を 直接汲み上げる体制をとります。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業 集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループの業務の健全性・遵法性・透明性を 確保し経営目標を達成するため、各取締役・執行役員・業務 執行責任者は、企業倫理綱領並びに当社グループを対象とし た職務決定権限規程及び当該全社諸規程を遵守し意思決定 を行うことで、業務の適正を図ります。

また、監査役は当社及び当社グループの各部門に対し、部 門監査・重要書類閲覧・重要会議出席を通じ、業務執行状況 を定期的に監査します。さらに、経営監査部は、当社及び当 社グループの各部門に対し、業務執行と経営方針との整合性、 経営効率の妥当性の面から定期的な監査及び支援を行います。

こうした体制の下で当社及び当社グループの業務の適正を 確保することにより、米国の証券取引所上場企業に適用され るサーベンス・オクスリー法(米国企業改革法)等の外部要求 にも適切に対応します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求め た場合における当該使用人に関する事項

業務執行機能から独立した専属の使用人で構成される監査 役室を設置し、監査役の職務における補助機能を果たします。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室での職務に従事する使用人に対する人事考課は 監査役が直接評価し、異動・懲戒については、監査役の同意 を得た上で当社運用ルールに従って決定します。

また、監査役から監査業務に関する指示及び命令を受けた 使用人は、その指示及び命令については取締役からは指揮命 令を受けないものとします。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その 他の監査役への報告に関する体制

監査役には経営会議等の議事録が速やかに提出され、執行 役員の業務執行状況や経営方針及び経営目標に対する当社グ ループの姿勢についての情報提供が行われます。また、監査役 は自ら事業計画検討会等の重要会議に出席します。さらに、必 要に応じて執行役員が直接説明を行います。業務執行を行う各 部門が作成する経営報告書についても監査役に提出され、全 社の業務執行状況を監査役が確認できる体制をとります。

加えて、企業倫理·CSR委員会、リスク管理委員会等の活 動状況についても、監査役による議事録等のデータベースの 閲覧や、案件により、委員会に参画している執行役員が直接 説明を行うことで、監査役が企業活動の全般について状況を 確認できる体制をとります。

(10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保す るための体制

監査役及び監査役会は代表取締役と定期的会合を持ち、経 営方針を確かめるとともに、当社グループが対処すべき課題、 当社グループを取り巻くリスク、監査役監査上の重要課題等に ついて意見交換を行い、代表取締役との相互認識を深めます。

また、監査役及び経営監査部は定期的会合を持つとともに、 会計監査人から定期的に監査の報告を受け、当初の監査計画 と結果について情報共有を図ることで、監査役監査が実効的 に行われることを確保します。



当社は「TDK企業倫理綱領」を定め、

当社ホームページ(http://www.tdk.co.jp/tjaaa01/aaa07000.htm)に公開しています。その内容は、 TDK株式会社及びTDKの連結対象子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員が、法令はもとより 社会的規範等を遵守するための具体的な行動指針を定めるものです。



ニューヨーク証券取引所のコーポレート・ガバナンスに関する規則によりますと、外国企業の上場会社 は、それらが実践しているコーポレート・ガバナンスと、ニューヨーク証券取引所に上場する内国企業に おける基準との重大な差異を開示するよう求められています。(上場規則303A条第11項)

当社はその規則に対し、米国証券取引委員会(SEC)に電子登録した年次報告書"Form 20-F"において、 "Significant differences in corporate governance practices between TDK and U.S. listed companies on the New York Stock Exchange"というタイトルのもとでその内容を説明しています。

なお、"Form 20-F"は次のURLで確認することができます。

http://www.tdk.co.jp/ir/library/lib50000.htm

【社会貢献活動】

TDKでは、企業市民の一員として社会と共生することの大切さを改めて認識し、企業として社会にできる活動とは何かを考え、 TDK独自の社会貢献活動を推進しています。

理念

「創造によって文化、産業に貢献する」という 社是に基づき、企業市民の一員として社員一 人ひとりが社会への高い意識を持ちさまざまな 活動を行うことで、健全で豊かな社会の発展 に貢献します。

方針

「学術・研究/教育」「スポーツ/芸術・文化」「環境保全」「社会福 祉・地域社会の活動」の4分野を選びTDKグループのさまざまな資源(社 員、製品、資金、情報等)を活用し、NPO/NGOなどとの連携も含め、 積極的な活動をグローバルに行います。

「学術・研究/教育」分野

当社が持つ知識や経験、技能等を、社会に還元するとともに、青少 年には、多用な知識や経験、技能等を学ぶ機会を提供してゆきたいと 考えています。



やってみよう!電子工作教室(甲府)

「スポーツ/芸術・文化」分野

感動や興奮を与えてくれるスポーツや芸術活動を通じて、社会に還 元するプログラムを提供してゆきたいと考えています。



三段跳びクリスチャン・オルソン選手による学生への技術指導 (大阪・長居陸上競技場)

「環境保全 | 分野

地球環境との共生を目指し、さまざまな環境保全活動への取り組み を行ってゆきます。



「TDK ブナの森」追肥作業(秋田)

「社会福祉・地域社会の活動 | 分野

地域社会におけるさまざまな課題をTDKの持つ資源を活用しながら、 より良い社会の実現に向けて活動をしています。



福祉施設ボランティア(TDK FUJITSU Philippines Corporation)

【環境活動】

TDKでは、環境保全を経営の最重要課題の一つと位置付け、長期的な展望に基づいた環境基本計画「TDK環境活動2015」を 策定し、取り組みを進めています。ゼロエミッション活動については、2007年3月期に海外を含む全サイトで達成。2008年3月期 からCO2排出削減を全社方針として掲げ、2011年3月期にはCO2排出量7%削減(1991年3月期比:国内)に取り組みます。



【具体的取り組み】

温暖化対策

静岡工場では、2006年12月から、灯 油・LPGからCO₂排出の少ないLNGへの 切り替えを順次進め、2008年1月に完了 しました。



環境配慮型製品の創出推進

製品の環境配慮を評価する製品アセス メントを新製品開発に義務付け、環境配 慮型製品の開発を進めてきました。

現在、より高レベルの優良環境製品が 数多く創出することを目的として、新し い評価基準と推進体制の導入を進めて います。

新たな環境規制への対応としては、 2004年末に汎用電子部品の欧州の RoHS指令への対応を完了。2006年3月 には中国版RoHSへの対応も完了したほ か、欧州のREACH規則及びEuP指令へ の対応も進めています。

地球環境大賞を受賞

フジサンケイグループが主催する「第 17回地球環境大賞」の最高位「大賞」を 受賞しました。これは「環境負荷の少ない 分析技術を用いて有害物質を含む製品の 市場流出を阻止する仕組み」が評価され たものです。

